薬生食輸発0502第 1 号 令和 5 年 5 月 2 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (タイ産きだちとうがらしのプロピコナゾール、中国産緑豆のシプロコナゾール及び ベトナム産バナナのメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年4月28日付け薬生食輸発0428第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、タイ産きだちとうがらしのプロピコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、中国産緑豆のシプロコナゾールについてモニタリング通知の別表第3から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのメタラキシル及びメフェノキサムについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。